

消費生活センターだより

第78号
令和3年4月

「お試し」のつもりが定期購入になってしまう トラブルに注意してください！

【手口1】

動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメントがお試し価格の500円で購入できる」という広告を見て注文した。最近、初回の商品と同じ商品が届き、商品代金約6,500円の請求書が同梱されていた。驚いて事業者にお問い合わせると、「5回の商品購入が条件の契約である」と言われた。500円のお試しのみの購入で定期購入が条件とは思わず注文した。注文時の最終確認画面にも高額な金額の記載はなく、定期購入が条件とも記載されていなかった。

【手口2】

ダイエット青汁の広告に「初回無料でお試しできる。解約は電話でできる」と記載があったため、申し込んだのに、初回の商品が届いた後、解約の電話をしたところ、「1回だけで解約を行う場合は、定額の1万3千円かかる」と言われた。



【アドバイス】

- 「お試し」のはずが、高額な料金を請求されたという相談が多く寄せられています。注文前に定期購入の契約になっていないかよく確認しましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
事前に返品・解約の条件や販売事業者の名称・住所・電話番号等の連絡先をよく確認しましょう。
- トラブルを避けるため、申し込んだときの画面をスクリーンショットなどで撮影するか、URLを残しておきましょう。
- 不安や不審に思ったり、トラブルにあった場合は、消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019